

相生市 公園施設長寿命化計画

令和4年3月

兵庫県 相生市建設農林部都市整備課

1. 都市公園整備状況

(2022年2月末日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
42	351,000 m ²	12.39 m ²

注) 相生市総人口 28,321 人 (相生市統計情報より)

2. 計画期間 [2022年度～2031年度 (10箇年)]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
36	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	1	41

注) 坪根公園は遊具が設置されていないことから長寿命化計画対象外とした。

②選定理由

当計画対象公園は、都市公園法第2条に基づく都市公園であり、多くの近隣住民等の利用者で賑わう公園であることから、本計画の対象公園として設定することとした

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
164	29	170	165	11	6	30

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
405	—	—	980

②これまでの維持管理状況

維持保全と日常点検は外部委託により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握している。

日常点検で異常が発見された場合は、その場で使用禁止テープ等を用いて使用禁止措置(応急処置)を行い、当該箇所の状況を写真等で記録したうえで市監督員に報告する。その後の具体的な措置については、市で検討を行い、必要に応じて専門業者と協力し、個別の調査や修繕対応を実施している。

③選定理由

当対象公園の6割以上は、供用開始から30年以上が経過しており、また、これまで公園施設の更新はほとんど行われておらず、公園施設の老朽化が顕著化してきている。

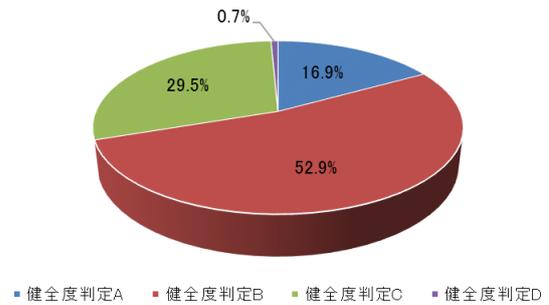
一方で、対象公園は多くの市民に利用され、今後も市内都市公園の必要不可欠な公園であると位置付けられる。

そのため、当該対象公園において、財政的な制約からメリハリをつけたストックマネジメントを導入し、公園施設の計画的な長寿命化対策を図ることで、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持するものとする。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

健全度を把握するための点検調査は、国交省の公園施設長寿命化計画策定指針（案）（以下、「指針」という。）に則り、2021年度に実施した。

(単位：施設)	健全度判定			
	A	B	C	D
a. 一般施設 (99)	46	40	12	1
b. 遊具 (162)	1	95	65	1
c. 土木構造物 (12)	0	10	2	0
d. 建築物 (5)	0	2	3	0
e. 各種設備 (0)	0	0	0	0
合計 (278)	47	147	82	2

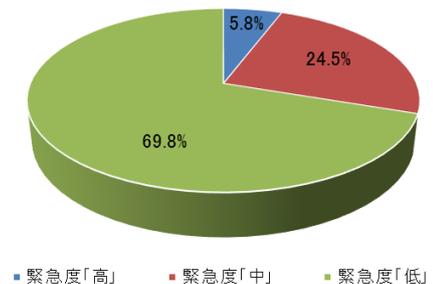


6. 対策の優先順位の考え方

予防保全型管理施設の対策（補修または撤去・更新）時期は、緊急度を鑑み設定する。

緊急度は、指針（案）に準拠し、健全度D→緊急度「高」、健全度C→緊急度「中」又は「高」、健全度B又はA→緊急度「低」とし、健全度Cの場合の任意指標は、遊戯施設におけるハザード判定と劣化判定を考慮し、ハザード3かつ劣化Cの各施設について、緊急度「高」と設定した。

(単位：施設)	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (99)	1	12	86
b. 遊具 (162)	15	51	96
c. 土木構造物 (12)	0	2	10
d. 建築物 (5)	0	3	2
e. 各種設備 (0)	0	0	0
合計 (278)	16	68	194



7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

日常的な維持保全に関する方針は、これまでの運用を踏まえ以下のとおりとする。

1. 公園の管理体制（人員配置、指定管理者等）に関する基本方針

維持保全や日常点検は、外部委託により週1回の巡回を実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

2. 年間の維持保全、点検に関する基本方針

日常の維持保全は、日常点検により損傷・劣化等が顕著で修繕対応が必要と判断された場合に、市直営または民間業者への委託等を活用し、適切な維持管理を維持する。

日常点検は、現行体制を継続し、外部委託による巡回を実施する。

定期的な健全度調査は、遊具に関しては1年に1回、一般施設・土木構造物・建築物に関しては5年に1回の頻度で実施する。

3. 異常を発見した場合の措置

日常点検で異常が発見された場合は、その場で使用禁止テープ等を用いて使用禁止措置（応急処置）を行い、当該箇所の状況を写真等で記録し、市監督員に報告する。

その後の具体的な措置方法については、市で検討を行い、必要に応じて専門業者と協力し、個別の調査や修繕対応を実施する。

②公園施設の長寿命化のための基本的方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・健全度がC判定となるまでに適切な長寿命化対策を実施し、可能な限り施設の健全度を維持する。
- ・遊具以外の公園施設（一般施設、建築物、土木構造物）については、5年に1回の頻度で健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・遊具は1年に1回の頻度で健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画と著しく乖離する場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
- ・使用見込期間は、指針（案）に基づき、処分制限期間をもとに設定する。
- ・施設更新時期の判断に関する方針は以下のとおりとする。

緊急度	対策種別	備考
緊急度高	更新	早期更新（使用見込み期間の有無に関わらない）
緊急度中	更新	既に使用見込み期間の9割を超えている、または2年以内に使用見込み期間の9割を超える施設
		点検の結果、更新が望ましいと判断された場合
		安全領域が確保できていない施設（遊具）
	補修	上記以外
緊急度低	補修	健全度Cに進行した段階で、本表の方針に従い「更新」又は「補修」を決定する。
	補修	

2. 事後保全型に類型した施設

- ・事後保全型管理施設は、使い切り型の管理施設であるため、定期的な対策を行わないが、施設の状況により、部分補修などが必要な場合は、適宜柔軟に対応する。
- ・撤去・更新は、原則として健全度D相当と判断した施設を対象に行うこととする。

8. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した当該公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は、14,683千円である。

9. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔2031年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

本計画の終了年度において時期計画の策定を予定するが、次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、その時点で長寿命化計画の見直しを行う。